

議案第1号

明石錦城まちづくりをすすめる会 規約(案)

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、明石錦城まちづくりをすすめる会(以下「本会」という。)と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所を明石小学校区コミュニティ・センター 明石市山下町12-21(市立明石小学校内)に置く。

(目的)

第3条 本会は、明石錦城校区(以下「校区」という。)において、コミュニティ活動の充実及び地域の課題解決によるやさしさと魅力あふれる住みよいまちづくりの推進を目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 住民相互の交流・親睦に関する事業
- (2) 安全・安心に関する事業
- (3) 子育て支援・教育支援に関する事業
- (4) 健康・福祉に関する事業
- (5) 生活環境の保全に関する事業
- (6) 共生社会の実現に資する事業
- (7) 校区における諸団体間の連携を進める事業
- (8) 行政との協働に関する事業
- (9) まちづくり活動の普及・啓発に関する事業
- (10) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

(構成員)

第5条 本会は、次に掲げる者によって構成する。

- (1) 校区内に居住及び在勤する者
- (2) 校区内住民により構成される諸団体
- (3) 校区内で活動する事業者及びその連合体
- (4) 校区内に所在する学校園・保育園
- (5) 前各号で掲げるもののほか、明石錦城校区のまちづくりに関心のある者

2 すべての構成員は、第4条各号に掲げる活動の企画・運営に参加できる。

(仮称)「まちづくりサポーター」とする。

(まちづくり委員)

第6条 第5条に定める構成員のうち、本会の趣旨に賛同する個人及び団体の代表者(代表に準ずるものを含む)をまちづくり委員とする。

2 まちづくり委員は、本会のまちづくり活動に参加し、総会の議決権を有する。

3 まちづくり委員になろうとするものは、役員会の承認を得るものとする。

4 本会設立時のまちづくり委員(個人及び団体)は別表1のとおりとする。

第2章 役員等

(役員)

第7条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 会 計 1名
- (4) 幹 事 10名程度
- (5) 監 査 2名

(役員を選任及び任期)

第8条 役員はまちづくり委員の中から総会において選任する。

2 役員任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

3 任期中の退任等に伴う欠員補充での役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の仕事)

第9条 役員は、会務の執行を担い、協力して事業を推進するほか、次の仕事をつかさどる。

- (1) 会 長 本会を代表し会務を統括する。
- (2) 副会長 会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。
- (3) 会 計 会計の執行をつかさどる。
- (4) 幹 事 役割分担して会務の執行にあたる。
- (5) 監 査 本会の事業及び会計を監査する。

(顧問)

第10条 本会に顧問を置くことができる。

2 顧問は会長が推薦し役員会の承認を得る。

3 顧問は会長の要請を受け、会議に出席し又は運営組織に対し、意見を述べるすることができる。

第3章 議決・執行機関

(機関)

第11条 本会に、総会、役員会、三役会を置く。

(総会)

第12条 総会は、本会の最高議決機関であり、まちづくり委員をもって構成する。

2 定期総会は毎年1回、会計年度終了後2か月以内に開催する。ただし特別の理由がある場合は開催時期を遅らせることができる。

3 臨時総会は、会長が必要と認める場合、または、まちづくり委員の過半数の請求があった場合に開催する。

4 総会は、会長が招集する。

5 総会の議長は、出席者の中から選出する。

6 まちづくり委員は努めて総会に出席するものとし、出席できない場合は、委任状を提出し、議長に裁決を委ねることができる。

7 総会は、出席者及び委任状の合計数が、まちづくり委員総数の過半数に達した場合に成立する。

8 総会の議決は出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長がこれを決する。

(総会の議決事項)

第13条 総会は、次の事項を審議し、議決する。

- (1) 事業計画及び予算に関すること
- (2) 事業報告及び決算に関すること
- (3) 役員の選出に関すること
- (4) まちづくり計画及び本規約の制定及び改廃に関すること
- (5) その他重要事項に関すること

(役員会)

第14条 役員会は本会会務の執行機関であり、第9条(1)～(4)に定める役員をもって構成する。

- 2 役員会は、会長が招集し、議長を務める。
- 3 役員会は、役員の過半数の出席をもって成立する。
- 4 役員会の議事は、出席役員の過半数をもって決定する。可否同数の場合は議長が決定する。

(役員会の役割)

第15条 役員会は会務の執行をつかさどり、次の事項を協議し、決定する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決事項のうち緊急に本会の意思決定を要する事項
- (3) 本会の運営にかかる規則等の制定及び改廃に関すること
- (4) まちづくり委員の承認
- (5) 顧問の承認
- (6) 実行委員会の設置の承認
- (7) その他総会の議決を要しない事項で会長が必要と認めるもの

(三役会)

第16条 三役会は役員会の補助機関であり、会長、副会長、会計及び案件により会長が指定する幹事をもって構成する。

- 2 三役会は、会長が招集し、議長を務める。
- 3 三役会は、会長、副会長1名以上及び会計の出席をもって成立する。
- 4 三役会の議事は、出席役員の過半数をもって決定する。可否同数の場合は議長が決定する。

(三役会の役割)

第17条 三役会は会務の執行をつかさどり、次の事項を協議し、決定する。

- (1) 事務局長の承認
- (2) 事務局の職員体制
- (3) 活動チーム設立の承認
- (4) その他総会の議決及び役員会の決定を要しない事項で会長が必要と認めるもの

第4章 運営組織

(事務局)

第18条 本会の事務を処理するため事務局を置く。

- 2 事務局に事務局長を置く。
- 3 事務局長及び事務局員は試験又は選考等の方法により採用し、三役会での承認を得て、会長が任命する。

(事務局の役割)

第19条 事務局は次の役割を担う

- (1) 機関の会議開催にかかる調整、資料作成等を行うとともに、事務局長は会議に出席し議事進行を補助する。
- (2) 市や関係団体との連絡、調整
- (3) まちづくり委員、役員への報告・連絡・調整
- (4) 各活動チームとの連絡、調整
- (5) その他、本会の運営に必要な事務

(広報部)

第20条 本会の広報事務を担うため、広報部を設置する。

- 2 広報部に統括として広報リーダーを置く。
- 3 広報部は事務局と連携し、校区内外への情報発信、構成員への情報提供に努める。

(活動チーム)

第21条 第4条に掲げる事業を具体的に実施するため、必要に応じ事業チームを編成する。

- 2 活動チームは本会の構成員で編成し、チームを統括するチームリーダーを置く。
- 3 活動チームの設立にあたっては指定役員会の承認を得るものとする。
- 4 活動チームを廃止する場合は、事務局に届け出る。

(チームをつなぐ会議)

第22条 活動チーム間の相談や情報共有のため、各チームリーダー等で構成するチームをつなぐ会議を置く。

(実行委員会)

第23条 本会の構成員のうち多数の団体が協力して企画運営を行う大規模な事業・イベントについては、期間を定めて実行委員会を設置することができる。

- 2 実行委員会に事業の統括として実行委員長を置く。
- 3 実行委員会の事業については、特別会計により収支の管理を行うことができる。
- 4 実行委員会の設置にあたっては役員会の承認を得るものとする。

第5章 会計

(会計)

第24条 本会の運営に係る経費は、補助金、委託料、寄付金及びその他の収入を充てる。

- 2 会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。
- 3 会計年度終了後、監査は当該会計年度にかかる決算の会計監査を行い、総会等で報告する。

第6章 補足

(補足)

第25条 この規約に定めのないもので疑義が生じた場合、必要に応じ役員で協議し、適切な対応を図るものとする。

附則

この規約は、令和8年5月31日から施行する。